

一般社団法人 千葉市認知症介護指導者の会

【賛助会員】 会員・会費規程

規程 第2号

令和元年12月24日 施行

第15条 令和2年7月20日 施行

一般社団法人 千葉県認知症介護指導者の会 【賛助会員】会員・会費規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、「一般社団法人千葉県認知症介護指導者の会（以下、「当法人」という。）」の定款第9条に定める賛助会員について必要な規則を定めることを目的とする。

（本規程の範囲）

第2条 本規程は、当法人の定款第9条に定める賛助会員に適用される。

（定義）

第3条 本規程に定める賛助会員とは、定款第9条に規定される当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体をいう。

（議決権）

第4条 賛助会員は、当法人の社員総会における議決権を持たない。

（役員への就任）

第5条 賛助会員は、当法人の役員に就任することはできない。

第2章 入会と退会

（入会申込み及び手続き）

第6条 入会申込み受け付け後、理事会の承認及び会費の入金の確認をもって賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、入会申込みの時点で本規程の内容を承諾しているものとみなす。

3 第1項に基づき、入会までには、次の手続きを経ることとする。

(1) 入会申込者は、定款第11条の規定に基づき、当法人が別に定める「入会申込書」（様式第1号）（以下、「申込書」という。）を電子メール等電磁的方法（以下、「電磁的方法」という。）により当法人に請求し、申込書取得後、必要事項を記して、電磁的方法により当法人に提出するものとする。

(2) 理事会は、前号の申込みがあった場合、速やかに理事会において入会可否の判断を行うものとする。

(3) 入会を承認した場合、当法人は当該入会申込者に対し、入会を承認した旨並びに賛助会員資格の有効期間及び会費の納付に関する通知を電磁的方法にて速やかに行うものとする。

(4) 前号の通知を受けた入会申込者は、当法人が指定する期日及び方法により会費を納付しなければならない。

（入会申込の不承認）

第7条 当法人に賛助会員として入会しようとする者に、以下の行為が認められた場合は、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- (1) 申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (2) 過去に当法人から賛助会員資格を取り消されたことがある場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」という。）である場合
- (4) その他の合理的な理由により、当法人が賛助会員と認めることを不適当と判断した場合

（有効期間）

第8条 賛助会員資格の有効期間は、第6条の規定により賛助会員となった日から起算して1回目を訪れる11月末日まで（以下、「初年度」という。）とし、以後の有効期間は当法人の事業年度に準じ、12月1日から翌年11月末日までの1年間とする。

- 2 賛助会員資格は、第10条による退会の申し出、第11条による会員資格の喪失又は第13条による除名がない限り自動更新され、会費の支払いをもって更新の完了とし、以後も同様とする。

（登録の変更）

第9条 賛助会員は、定款第13条の規定に基づき、本規程第4条に定めた申込書の内容に変更が生じたときは、速やかに当法人所定の「変更届」（様式第2号）を電磁的方法にて当法人に提出するものとする。

（退会）

第10条 賛助会員は、定款第14条の規定に基づき、当法人所定の「退会届」（様式第3号）を当法人に提出することにより、何時でも任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

- 2 第15条に定める会費が未納の賛助会員は、退会後も引き続き支払いの義務を負う。

（会員資格の喪失）

第11条 賛助会員は、定款第15条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体・法人が解散したとき
- (4) 正当な理由なく会費を当該年度終了後1年以内に納入しない場合であって、かつ、催促に応じないとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

- 2 団体賛助会員は、団体・法人の合併、組織変更の場合においては、資格の継承を認める場合があるものとする。

（再入会）

第 12 条 本規程第 11 条第 1 号に該当し賛助会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、改めて第 6 条に定める入会手続きを行わなければならない。

2 本規程第 11 条第 2 号から第 6 号に該当する賛助会員資格を喪失した者の再入会は、認めないものとする。

（除名）

第 13 条 定款第 16 条の規定に基づき、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、定款第 23 条第 7 号に定める社員総会の決議によって当該賛助会員を除名することができる。

- (1) 定款、その他の規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、社会通念上除名すべき合理的かつ正当な事由があるとき

2 前項の規定により賛助会員を除名しようとするときは、会長は当該賛助会員に対し、除名の決議を行う社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該賛助会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第 3 章 会費

（会費）

第 14 条 賛助会員は、定款第 12 条の規定に基づき、社員総会において決議した第 15 条に定める会費の額を、入会申込み時並びに会員資格の有効期間の更新ごとに支払わなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（会費の額）

第 15 条 当法人の定款第 12 条による賛助会員の会費は、次に掲げるところによる。

- (1) 団体賛助会員 年額 一口 6,000 円（月額 500 円）
- (2) 個人賛助会員 年額 一口 3,000 円（月額 250 円）

2 会費の始期は当法人の事業年度に準じ、12 月 1 日から翌年 11 月末日までの 1 年間とする。

3 事業年度の途中で入会した賛助会員並びに再入会した賛助会員の会費は、入会並びに再入会した月数（入会・再入会した月を含む。）に応じた額とし、入会又は再入会と同時に納付しなければならない。

（会費の納付）

第 16 条 賛助会員は、当法人から会費の請求を受けたのち、当法人が指定する期日及び以下の方法により納付しなければならない。尚、納付に伴い手数料等が発生した場合は、賛助会員の負担とする。

- 2 当法人が指定する金融機関口座への振込みによる納付
- 3 その他、当法人が指定する方法による納付

（会費の用途）

第17条 会費は、当法人の事業を遂行する経費に充てる。

第4章 賛助会員の特典と義務

（賛助会員の特典）

第18条 賛助会員である団体は、次の特典を享受することができる。

- (1) 当法人主催で開催する研修、講演、シンポジウム、セミナー、イベント等（支援専門職 SCHOOL は除く）参加費の割引（当該会員の法人・団体等に所属する職員3名まで）
- (2) メーリングリストに登載し、メール等による当法人が主催又は共催するイベント等の情報、その他情報の提供
- (3) 当法人が配信するメールマガジン・機関誌等の無料購買
- (4) 当法人が発行する書籍等の割引購入
- (5) 当法人ホームページへ法人・団体・企業等のロゴマークをバナー広告として無料掲載（但し、掲載箇所、掲載方法、掲載時期は当法人が決定する）
- (6) 当法人ホームページに掲載する賛助会員一覧に当該賛助会員名を無料掲載並びにホームページへのリンクを設定（希望した場合）

2 賛助会員である個人は、次の特典を享受することができる。

- (1) 当法人主催で開催する研修、講演、シンポジウム、セミナー、イベント等（支援専門職 SCHOOL は除く）参加費の割引（当該会員並びに同行者1名まで）
- (2) メーリングリストに登載し、メール等による当法人が主催又は共催する研修、イベント等の情報、その他情報の提供
- (3) 当法人が配信するメールマガジン・機関誌等の無料購買
- (4) 当法人が発行する書籍等の割引購入
- (5) 当法人ホームページに掲載する賛助会員一覧に当該賛助会員名を無料掲載（希望した場合）

3 当法人は次に該当する場合には、賛助会員に事前に連絡することなく、一時的に特典の提供を中断する場合がある。この場合、当法人は可能な限り速やかに特典の提供を再開するよう努力するが、中断期間に相当する会費の返還は行わない。

- (1) 火災、停電等により特典の提供ができなくなった場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により特典の提供ができなくなった場合
- (3) 戦争、暴動、争乱等により特典の提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上、技術上特典の提供の一時的な中断を必要と判断した場合

4 賛助会員の特典の内容及び一部の追加、変更は、定款第37条第1項第13号に基づき、理事会の決議により、行うものとする。

（賛助会員の義務）

第19条 賛助会員は、次の義務を負う。

- (1) 本規程、当法人の定款並びにその他当法人が定める諸規程・規則及び議決の遵守
- (2) 第14条から第16条に定める会費に関する事
- (3) 第9条に定める登録の変更に関する事

（賛助会員資格の喪失にともなう権利及び義務）

第20条 賛助会員は、定款第15条の規定に基づく第11条の定めにより、その資格を喪失する。

- 2 賛助会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、資格を喪失しても、当該賛助会員は、未履行の義務を免れることはできないものとする。
- 3 当法人は、第1項に該当する会員に対し、すでに受領した会費及び参加費用、その他抛出品等
は、これを返還しない。

（譲渡禁止等）

第21条 賛助会員は、本規程に基づく権利及び特典と義務を第三者に譲渡または移転をし、貸与し又は担保に供する等の行為はできない。

（禁止事項）

第22条 賛助会員は、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の賛助会員、正会員、準会員、特別会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (2) 他の賛助会員、正会員、準会員、特別会員、第三者もしくは当法人に不利益や損害を与える行為、又はそれらの恐れのある行為
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為
- (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為又はその恐れのある行為
- (5) 当法人の運営・活動を妨げる行為又はその恐れのある行為
- (6) 当法人の信用を毀損する行為又はその恐れのある行為
- (7) 営業活動や営利目的、またその準備を目的とした行為（当法人が承認した場合を除く）
- (8) 当法人に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- (9) その他、当法人が不相当と判断する行為

（遵守事項）

第23条 賛助会員は、本規程に定める事項を誠実に遵守するほか、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 当法人の実施事業を通じて提供される情報等を、不正の目的をもって利用しないこととする。
- (2) 当法人の実施事業を通じて提供される情報等の知的財産権は、当法人又は当該情報等の著作者であるか、著作権を有する当法人以外の法人若しくは個人に帰属する。賛助会員は当該情報の複製・販売等により、当該知的財産権を侵害してはならないものとする。

第5章 情報管理

(会員情報等の取り扱い)

- 第24条 当法人は、当法人が保有する賛助会員が第6条の規定に基づき届け出た申込書に記載された当該賛助会員に関する情報（第9条により変更された情報含む）を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努める。
- 2 当法人は、賛助会員情報を、個人または団体に同意を得ずに、当法人の活動以外の目的に利用しないこととする。
 - 3 当法人は、前項のほか、以下の場合を除き、賛助会員情報を第三者に提供しないものとする。
 - (1) あらかじめ当該会員情報にかかる賛助会員の同意が得られた場合
 - (2) 法令により開示を求められた場合
 - (3) 個別の賛助会員を識別できない状態で提供する場合
 - (4) 当法人の事業運営に関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
 - 4 賛助会員は、自身の会員情報の開示・訂正の請求を随時行えるものとする。
 - 5 当法人は、賛助会員の退会又は除名並びに会員資格の喪失から1年間を経過したときは、会員情報を破棄できるものとする。

第6章 その他

(賛助会員への通知及び連絡)

- 第25条 当法人は、賛助会員に対する通知及び連絡は、登録メールアドレスへの送信又はその他当法人が適当と判断した方法により行う。この場合、当法人が登録メールアドレスへメールを発信した時点又は当法人が適当と判断した方法により賛助会員に対して表示した時点で、賛助会員への通知が到達したものとみなす。
- 2 当法人は、賛助会員に対する通知に関しては、当法人のホームページ上に通知内容を公表することをもって、前項の通知に代えることができるものとする。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなす。
 - 3 賛助会員から当法人に対する通知その他の連絡は、当法人の電子メールアドレスに対する電子メールによるものとする。この場合、当法人が判読できる状態で当該電子メールが到達した時点をもって、当法人に到達したものとする。
 - 4 賛助会員は、添付ファイル等を含めて受発信できる環境を整えるとともに、当法人、会員双方の電子媒体における安全性を保つため、最新のウイルス対策等、電子セキュリティ対策の整備に努めるものとする。

(免責事項および損害賠償)

- 第26条 当法人は、賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。
- 2 賛助会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、当該賛助会員は、自己の責任と費用をもって解決し、当法人に損害を与えることのないものとする。

- 3 賛助会員が本規程に反した行為、又は不正若しくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該賛助会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(条項等の無効)

第27条 本規程の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規程の効力は影響を受けないものとする。

(準拠法)

第28条 本規程の成立・効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとする。

(合意管轄)

第29条 当法人と賛助会員との間で問題が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものとする。協議によっても解決しない場合、又、訴訟の必要が生じた場合は、当法人の所在地を管轄する裁判所を賛助会員と当法人の専属的合意管轄裁判所とする。

本規程に関する準拠法は日本法とし、本規程について訴訟提起の必要が生じた場合には、当法人所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(改廃)

第30条 本規程のうち第15条に示す会費の額の改定は、定款第23条第1項第5号に基づき、社員総会の決議によって行うものとする。他の規定については、定款第37条第1項第6号に基づき、理事会の決議によって行うものとする。

(細目)

第31条 本規程に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度、理事会の定めるところによる。

附則

この規程は、法人設立登記の日（令和元年12月24日）から施行する。

本規程のうち第15条については、令和2年7月20日から施行する。

規程第2号「様式第1号」(第6条第3項第1号)

一般社団法人千葉県認知症介護指導者の会

賛助会員 入会申込書

一般社団法人千葉県認知症介護指導者の会 会長 殿

貴会の事業目的に賛同し、賛助会員として入会を申し込みます。

申込日 令和 年 月 日

会員種別	※希望する会員種別の□にあるリストボックスから「●」を選択して入力してください。	
	<input type="checkbox"/> 団体賛助会員	<input type="checkbox"/> 個人賛助会員

団体賛助会員	
団体名	団体名フリガナ

個人賛助会員	
申込者氏名	氏名フリガナ

団体 賛助会員	代表者氏名フリガナ			代表者役職	
	代表者氏名				
	所在地	〒		電話	
	HPアドレス				
	担当者氏名フリガナ			所属部署	
	当法人関係 担当者氏名				
	連絡先 電話番号		連絡先 E-mail		
	郵便物送付先(※上記と異なる場合入力)	〒			

個人 賛助会員	ご住所	〒		
	連絡先 電話番号		連絡先 E-mail	
	郵便物送付先(※上記と異なる場合入力)	〒		

団体 賛助会員	申込口数【年額 一口6,000円(月額500円)】	×	□	=	0	円
個人 賛助会員	申込口数【年額 一口3,000円(月額250円)】	×	□	=	0	円

※ 事業年度(12月1日～翌11月30日)の途中で入会した場合の初年度の会費は、入会した月数(入会した月を含む。)に応じた額となります(該当する場合は、ご請求時に当該金額を記載します)。

当法人ホームページに公開する「賛助会員名簿」への記載【※団体・個人ともに入力】

※団体賛助会員のみ
 当法人ホームページへ法人・団体・企業等のロゴマークをバナー広告として無料掲載

- 各項に必要事項を入力の上、E-meilにてご提出ください。
- 入会申込書ご提出後、当法人理事会において、入会申込に対する諾否を審議、決めます。(当法人定款第11条「入会」に基づく)
- 入会を承認した場合は、入会申込者に対し、当法人から入会の日を記した書面(入会承認書)をE-meilにて送付いたします。

事務局 使用欄	本書受付	令和 年 月 日	会員コード
	入会承認書 送付	令和 年 月 日	

一般社団法人千葉県認知症介護指導者の会
 〒262-0012 千葉県花見川区千種町231 千種ビル101 (株式会社マウントバード 千葉介護事業部 内)
 E-meil : contact@chibashi-dc-shidousya.com

規程第2号「様式第2号」(第9条)

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会
変更届

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会 会長 殿

提出しております入会申込書の内容について下記のとおり変更が生じたので、一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会
定款第13条「登録の変更」に基づき、お届けします。

変更申請日		令和	年	月	日
申請担当者氏名					
変更前の内容			変更後の内容		

- 各項に必要な事項を入力の上、E-meilにてご提出ください。
- 「会員種別の変更」については、本書を使用するのではなく、改めて「入会申込書」を提出していただき、入会手続きを行ってください。
- 入会を承認した場合は、入会申込者に対し、当法人から入会の日を記した書面(入会承認書)をE-meilにて送付いたします。

事務局 使用欄	本書受付	令和	年	月	日	会員コード	
------------	------	----	---	---	---	-------	--

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会
〒262-0012 千葉市花見川区千種町231 千種ビル101 (株式会社マウントバード 千葉介護事業部 内)
E-meil : contact@chibashi-dc-shidousya.com

規程第2号「様式第3号」(第10条)

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会
賛助会員 退会届

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会 会長 殿

この度、私は一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会を退会いたしたく、定款第14条「退会」にもとづき、当届出書によって申し入れます。

		申請日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
		申請者名	
		会員種別	
		<input type="checkbox"/> 団体賛助会員	
		<input type="checkbox"/> 個人賛助会員	
連絡先	住所	〒 _____	_____
	電話番号	_____	E-mail アドレス _____

退会希望日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
--------------	-------------------------

※ 退会届は、退会を希望する日から1か月以上前に当法人に対して提出してください。

退会理由 ※複数回答可	<input type="checkbox"/> □にあるリストボックスから「●」を選択して入力してください。
	<input type="checkbox"/> 病気、怪我、事故など体調不良
	<input type="checkbox"/> 会費支払不能
	<input type="checkbox"/> 業務上の理由（多忙等）
	<input type="checkbox"/> 転勤・転居
	<input type="checkbox"/> 家事都合等（妊娠、育児、介護等）
	<input type="checkbox"/> 当法人活動への興味喪失
	<input type="checkbox"/> 介護・支援業からの離職
	<input type="checkbox"/> その他 ()

- 各項に必要事項を入力の上、E-meilにてご提出ください。
- 既納の会費は返還いたしませんのでご了承ください。
- 会費が未納の場合は、退会後も引き続き支払いの義務を負いますのでご了承ください。

再入会のご案内

当届出書による退会の場合は、いつでも再入会が可能です。
再入会を希望される場合は、お気軽に当法人事務局までお問合せ下さい。

事務局 使用欄	本書受付 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	退会日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
--------------------	------------------------------	-----------------------------

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会	
〒262-0012 千葉市花見川区千種町231 千種ビル101 (株式会社マウントバード 千葉介護事業部 内)	
E-meil : contact@chibashi-dc-shidousya.com	